

法務研究財団報告書

2026年9月9日

研究者 高松政裕
八木由里

1 研究テーマ

第172号 「スポーツにおける女性種目の出場要件と慣習法および実務の運用実態
～女性種目出場制限に関する法的課題と将来への展望～」

2 研究の目的・意義

スポーツにおける女性カテゴリーの出場要件をめぐっては、近年、トランスジェンダー女性及び性分化疾患（DSD）を有する選手の参加資格をめぐり、国際的に議論が続いている。

本研究は、女性カテゴリーにおける競技の公平性を確保する必要性と、出場資格の制限を受ける選手の差別からの保護、尊厳、身体的自律、プライバシー等の権利保障との関係を、スポーツ法及び人権法の観点から検討することを目的として開始したものである。

研究開始時には、Dutee Chand事件及びCaster Semenya事件を中心として、世界陸上連盟の高アンドロゲン規則及びDSD規則、スポーツ仲裁裁判所（CAS）、スイス連邦最高裁判所及び欧州人権裁判所（ECtHR）の判断を検討対象としていた。

その後、研究期間中及び研究成果の取りまとめまでの間に重要な制度的・司法的展開が生じた。とりわけ、2025年の欧州人権裁判所大法廷判決に加え、世界陸上連盟によるSRY遺伝子検査の導入、さらに2026年3月のIOCによる女性カテゴリー保護政策の公表により、女性カテゴリーの出場要件をめぐり議論は新たな段階に入っている。

本研究では、これらの最新動向についても可能な範囲で取り上げ、従来のテストステロン値を中心とした資格規制との相違や、遺伝情報の利用に伴うプライバシー、本人同意、手続保障等の法的課題を整理した。もっとも、SRY遺伝子検査については、本研究では新たに生じた法的課題を指摘するとともに、その科学的・法的妥当性については、今後の運用実態を踏まえて継続的に検討する課題とした。

3 研究の計画・方法

本研究では、まず、女性種目の出場要件について、従来の性別確認検査から高アンドロゲン規則、DSD規則、さらにSRY遺伝子検査へと至る制度の変遷を整理した。

その上で、Dutee Chand事件及びCaster Semenya事件におけるCAS判断、スイス連邦最高裁判所判決、欧州人権裁判所第三部判決及び大法廷判決を検討し、女性カテゴリーの保護、差別禁止、比例原則及びスポーツ仲裁に対する司法審査の在り方を分析した。

また、研究期間中及びその後に公表された世界陸上連盟及びIOCの女性カテゴリーに関する新たな規則・政策、国連総会文書として提出された報告書その他の国際的な資料についても調査し、最新の制度運用と人権上の課題を検討した。

特に、近時導入されているSRY遺伝子検査については、遺伝情報の取得・利用、プライバシー、本人同意、秘密保持、未成年者保護等の法的課題を整理し、その妥当性については今後の継続研究の課題とした。

4 研究の実施期間

2023年7月から2026年9月まで

5 研究成果

別紙のとおり